（ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部改正）

第八十二条　ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊞」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第四号中「㊞」を削り、備考を削る。

別記様式第五号中「㊞」を削る。

別記様式第六号中「㊞」を削り、備考を削る。

（テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部改正）

第八十三条　テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成三十年農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊞」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第四号中「㊞」を削り、備考を削る。

別記様式第五号中「㊞」を削る。

別記様式第六号中「㊞」を削り、備考を削る。

（日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令の一部改正）

第八十四条　日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令（平成三十一年農林水産省令第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式表面中「印」を削り、同様式裏面中「官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは、無効とする。」を削る。

（農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第八十五条　農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年農林水産省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第８条関係）

（表）

第　　号
年　月　日発行

身　分　証　明　書

氏名

写真

上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第40条第１項の規定による立入検査又は質問をする職員であることを証明する。

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長